

### 3 保全すべき緑地（保全対象となる緑地）

南部丘陵約 1,600ha における緑地については、植生等の自然環境の評価が高く、優先して緑地を保全すべきところを「保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）」（約 160ha）と 300 m<sup>2</sup>以上の一団の緑地（樹林地）を形成している「保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）」（約 340ha）が保全の対象となる（抽出方法は後述を参照）。

保全優先地区については、積極的な緑地保全を行う（図 6.3.1 参照）。

表 6.3.1 植生等の自然環境に基づく評価結果

	保全優先地区 （特に保全を優先すべき地区）	保全地区 （特に保全を優先すべき地区以外の緑地）
評価ランク等	評価ランクⅠとⅡの一部 （評価は5段階）	保全優先地区外で 300 m <sup>2</sup> 以上の樹林地
対象面積	約 160ha	約 340ha
優先度（積極性）	◎	○

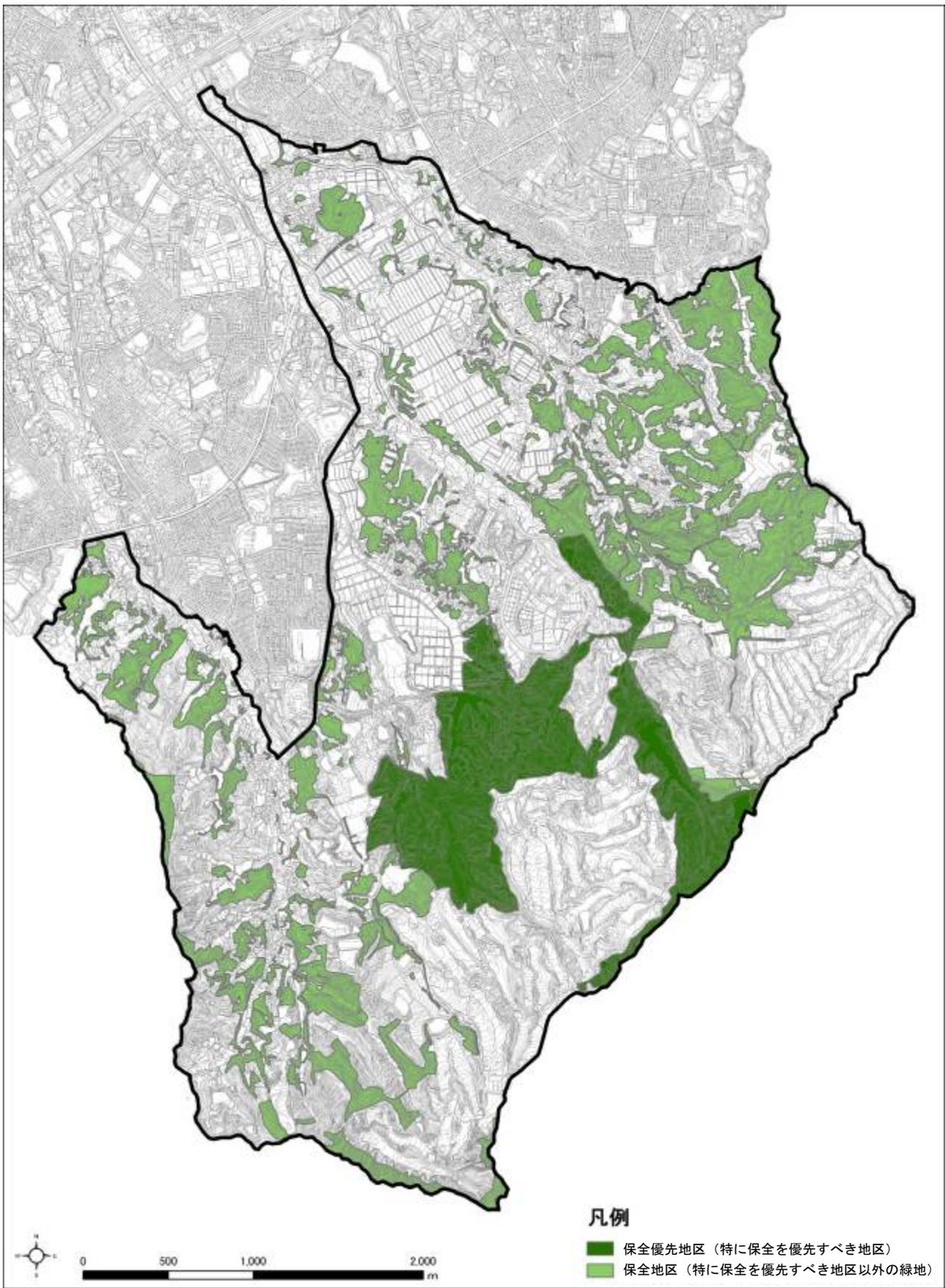


図 6.3.1 保全すべき緑地 (保全対象となる緑地)

## (1) 保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）の抽出

以下に示す手順に基づいて、南部丘陵の中で「保全優先地区」を抽出する。

ステップ1：植生等の自然環境に基づく評価結果から、特に評価の高いランクⅠが連担する環境区を抽出する。

（図 6.3.2 参照）

ステップ2：ステップ1で抽出した環境区の中から、緑地的公共用地、民間及び組合用地、開発許可済用地、農用地など安定した土地利用区域を含む環境区を除外する。

（図 6.3.3 参照）

ステップ3：その結果、南部丘陵の中で「保全優先地区」として、36の環境区（面積161.7ha）を抽出した。

（図 6.3.4 参照）

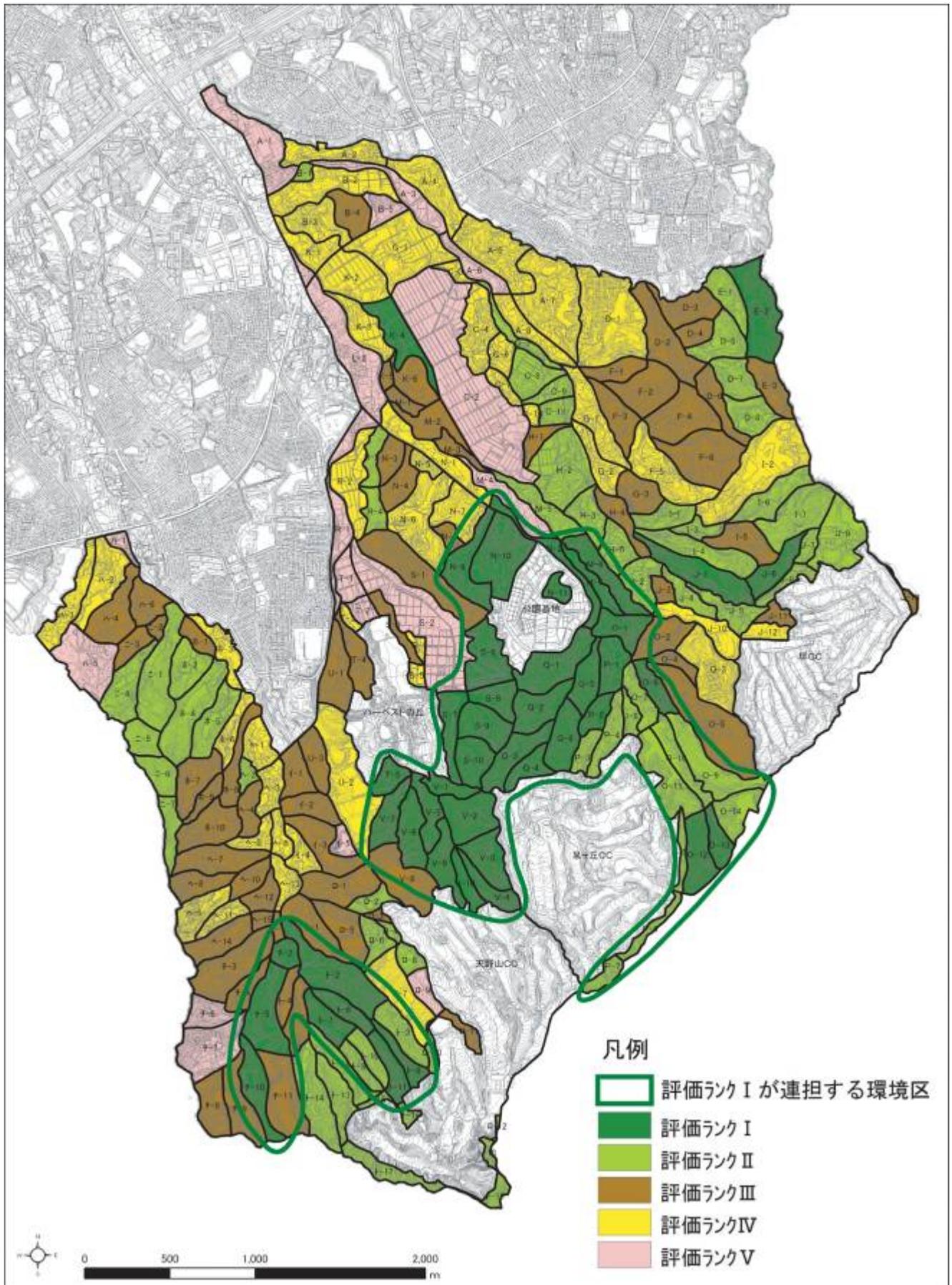


図 6.3.2 植生等の自然環境に基づく評価ランク I が連担する環境区図



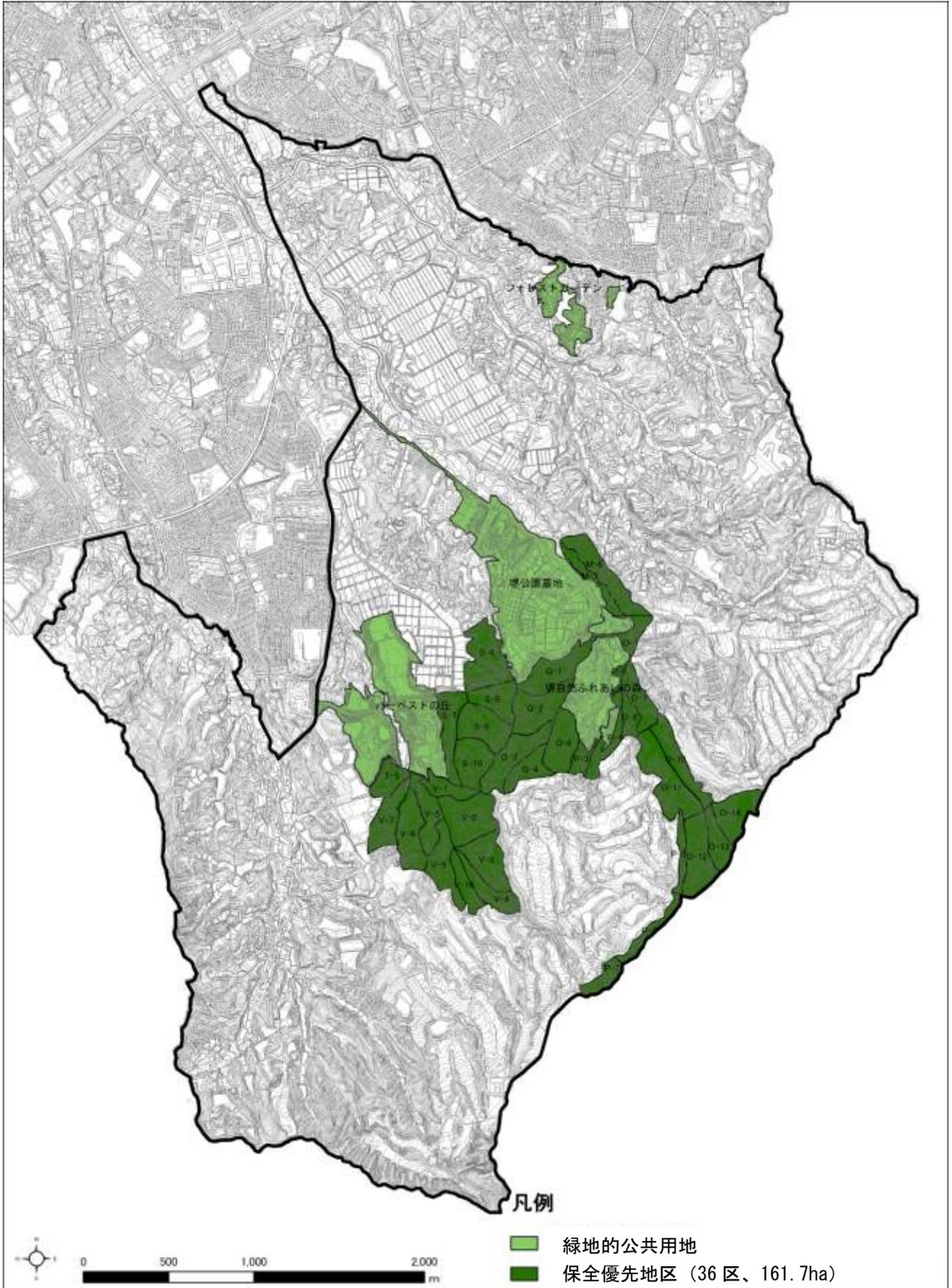


図 6.3.4 保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）図

## (2) 保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）の抽出

以下に示す手順に基づいて、南部丘陵の中で「保全地区」を抽出する。

ステップ1：樹林地の分布状況を把握するため、保全優先地区以外の樹林地を航空写真上で抽出。  
(図 6.3.5 参照)

ステップ2：ステップ1で抽出した樹林地の中から、緑地的公共用地、民間及び組合用地、開発許可済用地、農用地など安定した土地利用区域を含む樹林地を除外する。  
(図 6.3.6、図 6.3.7 参照)

ステップ3：緑地の維持管理・利用の考え方にに基づき、都市緑地法による市民緑地制度の指定要件を適用し、300㎡以上のまとまりを持った樹林地の抽出を行う。  
(図 6.3.8 参照)

ステップ4：その結果、南部丘陵において「保全地区」として 314 箇所、面積合計 343.3ha の樹林地を抽出した。  
(図 6.3.8 参照)

表 6.3.2 保全地区の構成表（面積別）

	箇所		面積	
	箇所数	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
300㎡以上500㎡未満	77	24.5	3.0	0.9
500㎡以上1,000㎡未満	74	23.6	5.1	1.5
1,000㎡以上2,000㎡未満	53	16.9	7.7	2.2
2,000㎡以上3,000㎡未満	27	8.6	7.0	2.0
3,000㎡以上5,000㎡未満	13	4.1	5.1	1.5
5,000㎡以上10,000㎡未満	25	8.0	17.5	5.1
10,000㎡以上50,000㎡未満	34	10.8	70.1	20.4
50,000㎡以上100,000㎡未満	4	1.3	29.2	8.5
100,000㎡以上	7	2.2	198.5	57.8
総計	314	100.0	343.3	100.0

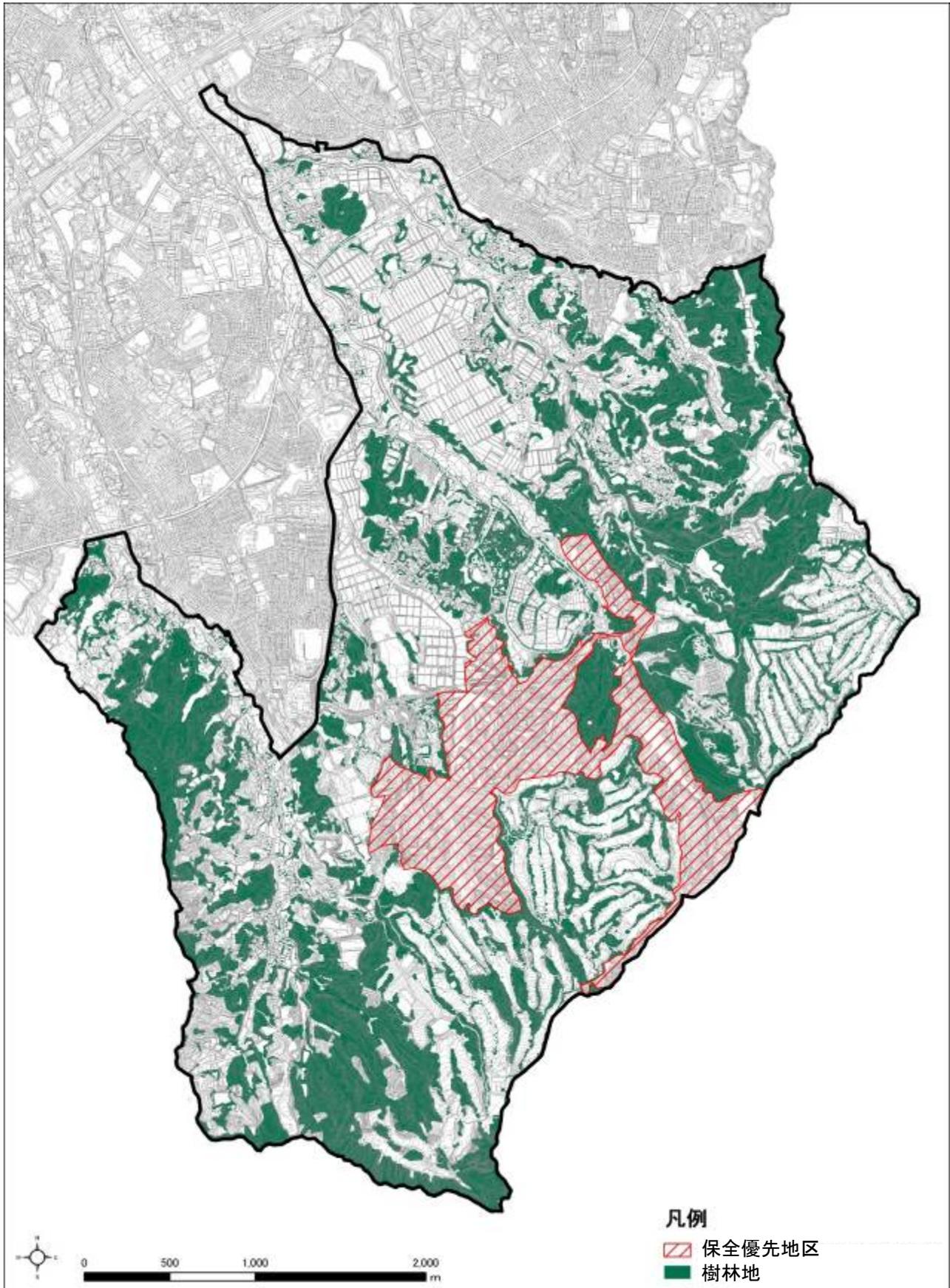


図 6.3.5 保全優先地区以外の樹林地分布図

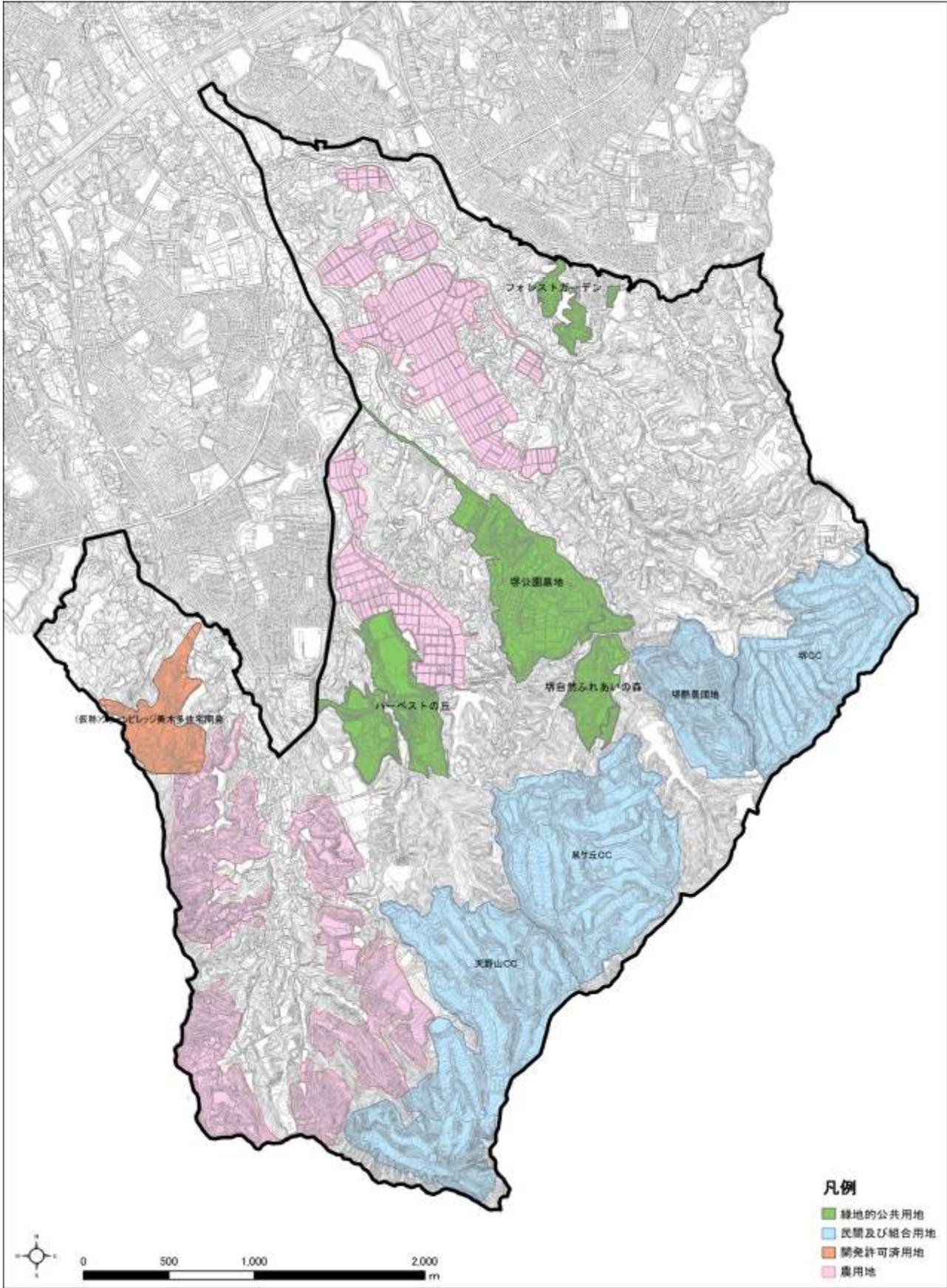


図 6.3.6 安定した土地利用区域図

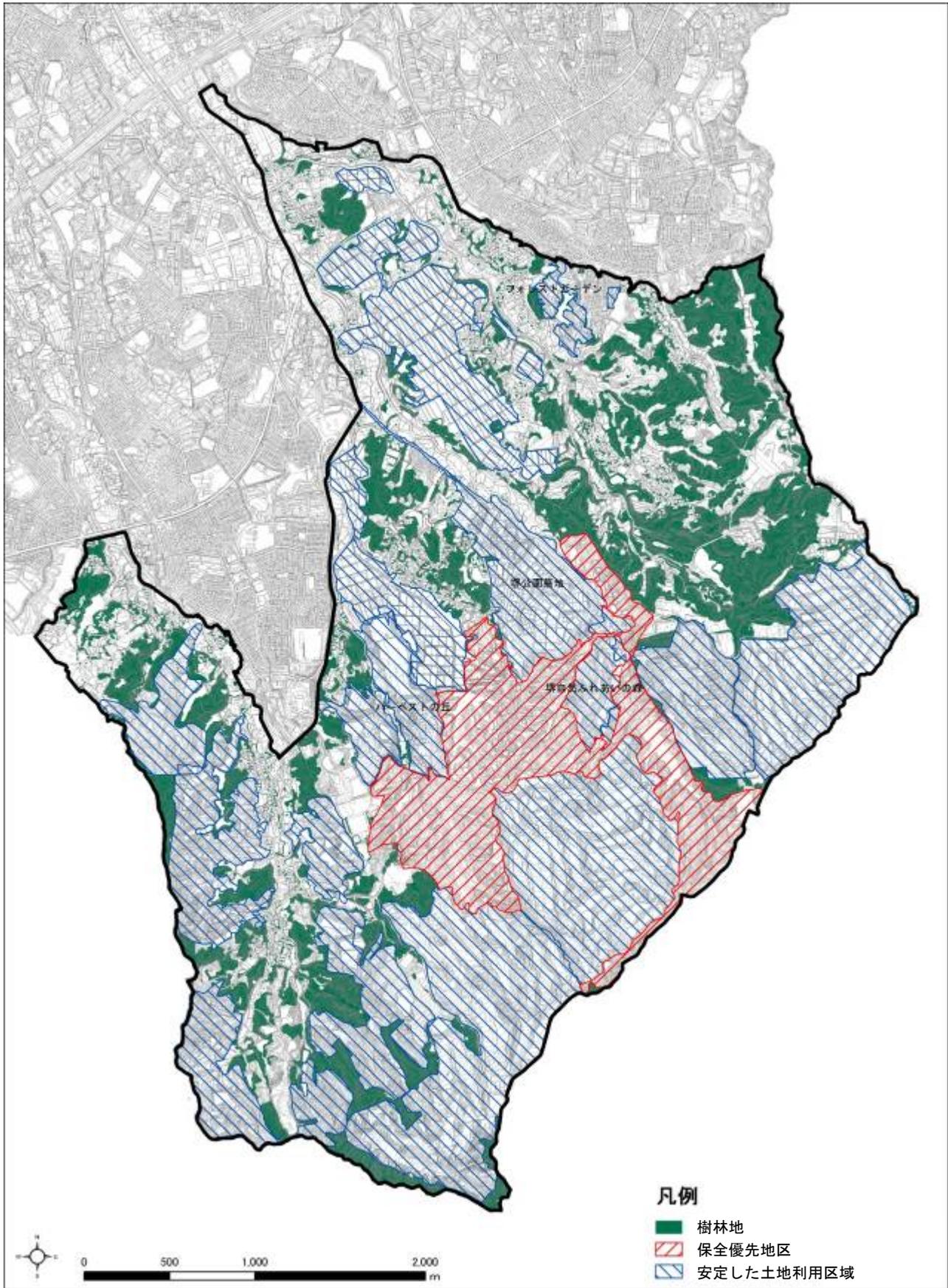


図 6.3.7 保全優先地区及び安定した土地利用区域以外の樹林地

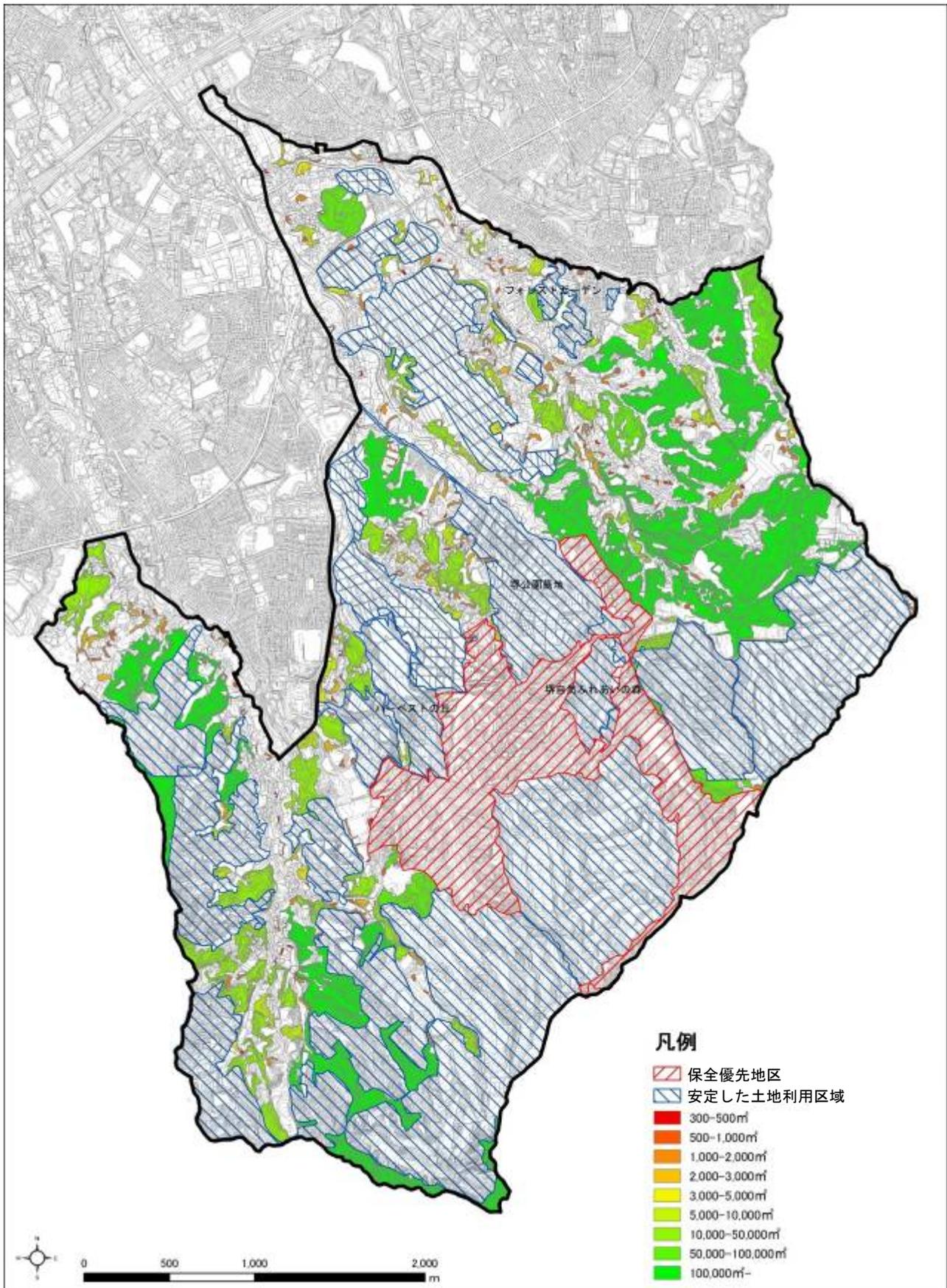


図 6.3.8 保全地区（保全優先地区以外の緑地）